

た。

次に間接雇用に従事する男性に対象を絞り、被用者保険加入に影響を及ぼす要因について検討した（モデル 2）。男性の個人属性の影響についてみると、年齢の影響は変わらず負で有意である。学歴は、高校卒の影響が更に強くなり負で有意となっている。一方、勤続年数は有意のまま残ったが、労働時間に有意な影響はみられなくなった。配偶者がいることの影響は、間接雇用に従事する男性ではみとめられない。しかし、同居子がいることの負の影響は更に強くなり、同居子がいることの負の影響は間接雇用者に顕著にみられる特徴であると思われる。世帯所得、滞日年数、浜松居住の影響は有意のまま残っている。日本での滞在の見通しでは、「わからない」の負の効果が見られなくなった。

女性でも従業上の地位が大きく被用者保険加入を規定している（モデル 3）。男性同様、間接雇用であることは直接雇用に比べて加入の可能性を約 55% 低下させる効果を持っていた。しかし、間接雇用の影響は男性ほどには大きくない。これは被用者保険に配偶者の扶養者として加入している者が男性に比べて多いためであろう。勤続年数、労働時間は共に正で有意であり、これらの影響は男性よりも強い。勤続年数の影響は大きく、勤続期間が 1 年増すごとに被用者保険加入の可能性は 12% 上昇する。また、労働時間が週あたり 30 時間を超す女性は、30 時間に満たない女性に比べて保険加入の可能性は倍増する。保険のニーズの影響をみると、同居子の存在は保険加入に影響を及ぼしてはいなかった。一方、配偶者がいる場合被用者保険加入の可能性は高まる。扶養者として適用になるためかもしれない。日本への統合の度合いを表す尺度では、滞日年数の影響はみられなかった。一方、滞在の見通しでは、いずれは帰国を考えている女性で加入の可能性が有意に低かった。個人の属性は男性よりも強い影響を持っている。年齢は男性同様、負で有意である。学歴の影響は女性では非常に強く、学歴が高くなるほど加入の可能性は高まる。小・中学校卒の女性と比べ、高校卒の女性は加入の可能性が 2 倍になり、大学・大学卒の場合は 4 倍以上にもなる。世帯所得、日本語能力、浜松市居住の影響はみとめられなかった。

女性の間接雇用労働者では（モデル 4）、年齢と学歴、労働時間、滞在見通しが主な規定要因である。間接雇用に従事している女性の場合、労働時間は強い正の影響が見られるものの、勤続年数の影響はみとめられない。何年勤務しようとも被用者保険加入の可能性は高くならず、加入はむしろ労働時間によって左右される。同居子の正の影響は女性では認められないが、同居子がいる場合は自分ではなく配偶者の保険で適用されるためであろう。また、滞日年数の影響は有意ではなく、むしろ滞在見通しの影響のほうが強い。すなわち、日本に永住を考えている女性で被用者保険加入の可能性は高い。

ここで注目に値するのは、まず、男女ともに間接雇用であることは直接雇用に比べて被用者保険加入の可能性を著しく低下させることである。間接雇用の負の影響は、特に男性で強力である。女性の場合、配偶者の扶養に入ることにより被用者保険が適用されるからであろう。二つ目に、同居子がいる場合保険ニーズが高まるため被用者保険加入の可能性

も高まると予想したが、男性の場合、逆に被用者保険加入の可能性は有意に低い。年齢も負で有意である。この結果は、保険ニーズが高く保険給付の負担が高くなることが予想される場合、企業は被用者保険に加入させることに消極的である、という説と整合的である。女性の場合、同居子の負の影響が見られないのは、同居子がいる場合は男性の保険に扶養者として適用されるためであろう。

また、これらの結果は、保険加入を規定する要因は男女によって大きく異なることを示している。男女で異なる要因の一つ目は、個人属性、特に学歴の効果である。男性にとって、学歴は保険加入を左右する条件とはなりえない。しかし、女性にとっては学歴の効果は非常に大きい。間接雇用・直接雇用にかかわらず、学歴が高いほど被用者保険加入の可能性は上昇する。二つ目は労働条件である。男性では、勤続年数は弱いながらも保険加入に正の影響を及ぼしているが、労働時間には効果は見られない。反対に女性では、勤続年数に促進効果は見られないが、労働時間が大きく関係してくる。そして保険ニーズの影響は主として男性でみとめられる。男性の扶養に入る可能性が大きいためであろう。一方、日本社会における統合の尺度の影響では、男性で滞日年数が有意であったが女性ではその影響は見られず、むしろ滞在見通しの影響の方が強い。また、居住地の影響も男性では有意であったが、女性では見られなかった。日本語能力の影響は男女ともに見られなかった。

(2) 国民健康保険

次に国民健康保険加入の規定要因についての分析結果を表 5 に示す。全男性を対象としたモデル 5 では、労働時間と同居子、そして学歴の影響が非常に顕著である。被用者保険加入の大きな規定要因である従業上の地位の効果は見られない。労働時間は被用者保険加入条件を満たさない週 30 時間未満の男性で加入の可能性が有意に高い。雇用者でも被用者保険加入条件を満たしていない場合、国民健康保険に加入する可能性が高くなるためだろう。そのために、従業上の地位の影響は見られないのかもしれない。学歴をみると、国保でも高校卒で保険加入の可能性が小・中学校卒に比べて低い。高校卒の男性の加入確率の低さは、被用者保険でも見られた。日本滞在の見通しでは、見通しを持たない男性ほど加入の可能性が高い。これは、被用者保険の結果とは対象的である。滞日年数、日本語能力、浜松居住の影響は見られなかった。

ここでも特に目に付くのが同居子の影響の強さである。同居子がいる男性は、いない男性と比べて国保加入の可能性は約 9.5 倍も高まる。被用者保険では同居子がいることはマイナスの効果を及ぼしていたが、国保では反対である。志甫（2007）も述べていたように、被用者保険に加入できない者で同居子がいるなど保険ニーズが非常に高い場合、国保に加入しているという見解とも一致する結果である。

間接雇用に従事する男性のみに絞って国民健康保険加入の分析を行った結果をみると（モデル 6）、学歴、労働時間、同居子、日本滞在の見通しの影響が強まっている。更に浜松居住の正の影響が新たに見られるようになった。間接雇用に従事する男性では、同居子

ありの場合、同居子無しの男性に比べて加入の可能性は13倍にもなる。また、日本での滞在の見通しで「わからない」の正の影響が大きくなっている。更に「いずれは帰国」の影響も見られるようになった。いずれは帰国を考えている者は永住希望者に比べて国保加入の可能性は約3倍も高く、見通しが立たない者のそれは約10倍も多い。予想では、見通しが立たない者、いずれは帰国を考えている者で保険加入の可能性は低下するとしていたが、国民健康保険に関しては全く逆の結果となっている。永住志向の男性は、被用者保険に加入する傾向が強いのかもしれない。また、浜松居住の男性で国保加入の可能性がそれ以外の地域に居住している者と比べて2倍も多い。浜松に居住する男性では被用者保険加入の可能性が有意に低かったことから、被用者保険に加入できない層が国保に加入している可能性がある。

女性では国保加入についても間接雇用であることのマイナスの効果は大きい。直接雇用の女性に比べて、国保加入の可能性は約8割減少する。男性の場合、従業上の地位よりも労働時間が国保加入を左右する要因であったが、女性の場合は従業上の地位の影響が強い。勤続年数の影響は負で有意であり、勤続年数が短い者ほど国保に加入する傾向が強い。

保険ニーズを表す配偶者の有無をみると、負で有意となっている。配偶者がいる場合は、配偶者の保険が適用されるためであろう。同居子の影響は正で、男性同様同居子がいることは国保加入を促進する効果を持つ。同居子のいる女性は、いない女性に比べて加入の可能性は1.6倍高くなっている。男性に比べて同居子の影響が弱いのは、健康保険は世帯単位で適用されるため、配偶者の健康保険で適用されるためであろう。従って、配偶者のいない女性のみを対象としたならば、同居子の存在はより大きな効果を持つと思われる。日本社会への統合の影響は、滞日年数が正で有意、滞在の見通しは、「いずれは帰国」、「わからない」で負であった。永住志向の女性で国保に加入する可能性が高い。男性とは逆に、「わからない」の見通しを持つ女性で負の影響が見られるのは、配偶者の保険に扶養者として加入しているためかもしれない。浜松居住の影響は見られなかった。

間接雇用に従事している女性のみを対象とした分析（モデル8）によると、勤続年数、同居子、滞日年数、滞在見通し、浜松居住が大きな規定要因である。同居子がいる場合、国民健康保険加入の可能性は、2.8倍も上昇する。日本での滞在の見通しは、間接雇用者のみに限定したことで更に強くなった。「いずれは帰国」、「わからない」と回答した間接雇用者の多くは、日本への永住を考えておらず「いずれは帰国」するか「いずれは帰国するつもりであったのが、ずるずると滞在が延び」「わからない」という状況になっている。意識上では「帰国」を念頭に置いているが、実態は意識に追いつかず健康保険加入の手続きをしないままの状態に置かれているのではないだろうか。そして、間接雇用者に限定すると女性でも浜松居住者で国保加入の可能性が高まることがわかった。浜松市在住者で被用者保険加入の可能性が低く、保険料負担が重くても国保加入の可能性が高いということは、保険未加入者が受診できる医療施設があるという事では説明できない。浜松市の間接雇用従事者が何らかの理由で被用者保険への加入を抑制されており、加入出来ない者、特に同居子が

いるなど保険ニーズが高い者が保険料の負担が重くても国保に加入している、という解釈が成り立つのではないだろうか。

国保加入の要因についても男女によって大きく異なることがわかる。国保の場合、間接雇用であることの影響は男性では見られないが、女性では間接雇用であると国保加入の可能性も低くなる。間接雇用の男女に限って結果をみると、同居子の影響は男女に共通して際だって大きく、特に男性で大きい。しかし、その他の変数の影響は男女間でかなり異なる。例えば日本滞在の見通しをみると、男性では永住志向で国保加入の可能性が低くなる。しかし、女性では逆に高くなる。男性では永住志向の場合、被用者保険に加入しているものと思われる。女性ではそれが出来ないために、国保に加入しているとも考えられる。また、女性では滞日年数が長くなるほど国保加入の可能性が上昇する傾向がある。これは、何年日本に滞在しても、何年同じ所に勤務しても被用者保険に加入出来ない現実に直面し、被用者保険加入を諦めて国保に加入をするのかもしれない。

(3) 同居子の存在

次に同居子の影響についてより詳しく検討するため、同居子の有無別の分析を男女それぞれについて行った。表 6 の男性から検討していくと、間接雇用であることが被用者保険加入の可能性を減少させていること、及び滞日年数が長くなるにつれ保険加入の可能性が高まることは、同居子の有無にかかわらず共通に見られる。一方、同居子ありの場合は年齢が負で有意、労働時間と配偶者ありが正で有意であった。配偶者がいるなど家族の存在が加入の可能性を高める反面、同居子がいる男性は加齢と共に加入可能性を減少させていく。また、滞在見通しも関係があり、永住志向の場合に加入の可能性が増加する。

男性でも同居子がない場合は、学歴（高校卒で負で有意）、世帯所得、浜松の影響が見られる。世帯所得は負で有意であり、所得が高いほど加入しない傾向がみられる。世帯所得との関係は、同居子がない男性でのみみられる関係であることから、同居している親の保険に本人がカバーされているためかもしれない。世帯人員が減少し世帯所得が減ると（単身世帯など）、自分の名義で保険に加入するのかもしれない。日本での滞在見通しの影響は見られなかったことから、早期に帰国するため貯金を第一にするといった滞在見通しに関わる事よりも、世帯構成の影響が出ている可能性がある。浜松居住で加入の可能性が低いのは、同居子がない男性のみであった。地域の影響に関しては、居住している場所によって規定要因の影響の大きさが異なる可能性があるので、今後の課題としたい。

女性で同居子の有無にかかわらず被用者保険に大きな影響を及ぼしているのは、従業上の地位よりも学歴である。学歴が高いほど加入の可能性は大きく上昇する。しかもその影響は同居子なしの女性で強い。例えば大学・大学卒である場合、同居子ありの女性では加入の可能性は小・中学校卒と比べて 2.9 倍高いが、同居子なしの女性では、11.6 倍もたかくなる。また、日本での統合状況の影響も共通している。女性の場合は、滞日年数の影響は全く見られない。そして滞日見通しで「いずれ帰国」と考えている場合に加入の可能性が

有意に低い。

また、女性では同居子がない場合、従業上の地位の影響はほとんど見らないが、勤続年数と労働時間の影響はプラスで非常に強い。世帯所得、滞在年数、地域の影響はほとんど見られず、加入は学歴と労働条件でほぼ決定されていると言つてよい。

一方、同居子がいる場合、従業上の地位の影響は根強い。直接雇用であることが最も費用者保険加入の可能性を高める。配偶者がいると加入の可能性が高まるのは、配偶者の扶養家族として保険の適用対象となっているためかもしれない。年齢の影響も同居子のいる男性と同じく負で有意となっている。世帯所得、日本語能力、地域の影響は見られなかつた。

上記の分析から、被用者保険加入については男女共に間接雇用の形態の影響が大きいことがわかつた。しかし、同居子の影響は男女によって違いが見られ、男性では同居子がいることは予想とは逆に被用者保険加入の可能性を減少させることがわかつた。女性では同居子の影響はみとめられなかつた。滞在年数のプラスの影響は男性では見られたが、女性では見られなかつた。女性ではむしろ滞在見通しの影響の方が大きかつた。

同居子との関連では、男女ともに間接雇用であることの被用者保険加入に対する負の影響は同居子ありのケースでも根強い。また、年齢の加入に対する負の影響は同居子ありの場合にのみ見られる。同様に、配偶者がいる事、日本に永住を考えている事が加入を促進するのは、主として同居子がいる場合である。

6. 結論

本分析では 2007 年静岡県外国人労働実態調査と 2006 年に浜松市外国人調査を用い、何がブラジル人の被用者保険及び国民健康保険加入に影響を及ぼしているのか男女別、雇用形態別に考察した。この分析では、間接雇用という雇用形態のあり方がブラジル人の被用者保険加入の有無に非常に大きな部分を決定しているという事を明らかにした。このこと自体は以前から指摘されてきたことで特に目新しいことではない（丹野 2007; 梶田ほか 2005）。しかし、ここで新たにわかつたのは、健康保険へのニーズが特に高いと思われる同居子がいる男性で被用者保険加入の可能性が低いことである。間接雇用の男性のみに絞った分析からは、同居子がいる場合、被用者保険加入の可能性が低く、より保険料負担の重い国民健康保険の加入の可能性が有意に高いことがわかつた。この二つを照らし合わせた上で浮かび上がってくるのは、同居子がいる場合には被用者保険に加入せず（させてもらえず）、やむを得ず国民健康保険に加入しているのではないか、ということである。これは、志甫（2007）の見解とも一致する。

また、二つ目の知見として、男女によって被用者保険・国民健康保険の加入を規定する要因に大きな違いが見られることが挙げられる。保険の種類によって規定要因は異なるが、更に男女によっても影響を及ぼす変数は違つてゐる。先行研究においては、サンプル数が少なかつたこともあり、保険の種類や性別の区別をせず、大まかに分析をすすめる事が多

かった。しかし、本分析の結果から健康保険加入を規定する要因は、男女、同居子の有無など属性によって大きく異なることが示唆された。本稿では十分に検討することは不可能であったが、地域によっても大きく異なる可能性がある。

今後の課題としては、被用者保険と保険ニーズの関係についてより詳細に検討する必要がある。もしも保険ニーズが高い被用者が意図的に保険適用の対象からはずれていれば問題である。また、保険の種類及び性別、ライフ・ステージ、居住地などの様々な属性によって保険加入に影響を及ぼす要因は異なることが予想されることから今後はよりきめの細かな分析が必要となるであろう。

参考文献

- 安部由紀子（2002）「パート労働者の年金保険・健康保険・雇用保険加入」小椋正立・デービッド・ワイス編『日米比較：医療制度改革』日本経済新聞社.
- 池上重弘（2001）『ブラジル人と国際化する地域社会—居住・教育・医療—』明石書店.
- 磐田市総務部共生社会推進課（2005）『磐田市外国人生活実態調査報告書』.
- 岩村正彦（2007）「外国人労働者と公的医療・公的年金」『季刊社会保障研究』43(2)、pp. 107-118.
- 小椋正立・角田保（2000）「世帯データによる社会保険料負担の納付と徴収に関する分析」『経済研究』51(2)、pp.97-110.
- 小椋正立・デービッド・ワイス（2002）『日米比較：医療制度改革』日本経済新聞社.
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人（2005）『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会.
- 倉田聰（2004）「非正規就業の増加と社会保障法の課題」『季刊社会保障研究』40(2)、pp.127-138.
- 厚生労働省（2008）『「資格証明書の発行に関する調査」の結果等について』(2008.10.30. 公表資料) .
- 厚生労働省（2009a）『資格証明書世帯に属する中学生以下の子どもに対する短期被保険者証

の交付状況及び資格証明書世帯に属する高校生等の人数に関する調査(平成21年9月時点)の結果について』(2009.12.16.公表資料) .

厚生労働省 (2009b) 「我が国の医療保障制度について」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken01/01.html>) (2009.03.25 更新) .

国際移動者統合政策研究会・磐田市 (2006) 『磐田市外国人市民実態調査報告書2005年』.

静岡県県民部多文化共生室 (2008) 『静岡県外国人労働実態調査（外国人調査）報告書』.

佐野嘉秀 (2004) 「製造分野における請負労働者の労働条件とキャリア—社会政策の視点から—」『季刊社会保障研究』40(2)、pp.139-152.

志甫啓 (2007) 「日系ブラジル人の社会保障適用の実態—2005年度磐田市外国人市民実態調査を用いた分析—」『季刊社会保障研究』43(2)、pp.84-106.

鈴木亘・大日康史 (2000) 「医療需要の Cojoint Analysis」『医療と社会』10(1)、pp.125-144.

丹野清人 (2007) 『越境する雇用システムと外国人労働者』東京大学出版会.

千年よしみ (2009a) 「静岡県におけるブラジル人の健康保険加入状況」池上重弘・イシカワエウニセ アケミ編『静岡県外国人労働実態調査の詳細分析報告書』平成20年度静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科長特別研究「静岡県における多文化共生の実証的研究」(研究代表:山本幸司) 研究成果報告書、pp. 60-73.

千年よしみ (2009b) 「自由記述からみえてきたブラジル人の生活—静岡県外国人労働実態調査（外国人調査）から—」池上重弘・イシカワ エウニセ アケミ編『静岡県外国人労働実態調査の詳細分析報告書』平成20年度静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科長特別研究「静岡県における多文化共生の実証的研究」(研究代表:山本幸司) 研究成果報告書、pp. 130-137.

千年よしみ (2008) 「浜松市における外国籍住民の健康保険加入状況と課題」池上重弘編『外国人市民と地域社会への参加—2006年浜松市外国人調査の詳細分析—』平成19年度静岡文化芸術大学分文化政策学部長特別研究「多文化共生社会の実現に向けた静岡県西部地域からの情報発信」研究成果報告書、pp.36-53.

千年よしみ（2007）「外国ルーツの子どもの生活実態：2000 年国政調査の結果から」『人口減少に対応した国際人口移動政策と社会保障政策の連携に関する国際比較研究：平成 18 年度総括研究報告書』厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業(H16-政策-022)、pp.485-533.

豊中市人権文化部芸術・国際課（1999）『豊中市外国人市民アンケート調査結果報告書』。

豊橋市企画部交際交流課（2003）『日系ブラジル人実態調査報告書』。

永瀬伸子（2004）「非典型的雇用者に対する社会的保護の現状と課題」『季刊社会保障研究』40(2)、pp.116-126.

西野史子（2007）「日系ブラジル人の保険と医療—聞き取り調査から—」『人口減少に対応した国際人口移動政策と社会保障政策の連携に関する国際比較研究：平成 18 年度総括研究報告書』厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業(H16-政策-022)、pp.371-380.

西村淳（2007）「非正規雇用に従事する外国人労働者に対する社会保険適用」『人口減少に対応した国際人口移動政策と社会保障政策の連携に関する国際比較研究：平成 18 年度総括研究報告書』厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業(H16-政策-22)、pp.731-742.

浜松市企画部国際課（2007）『浜松市における南米系外国人の生活・就労実態調査報告書』。

浜松市企画部国際課（2003）『浜松市におけるブラジル人市民の生活・就労実態調査』。

浜松市（2000）『外国人の生活実態意識調査—南米系日系人を中心』。

浜松市国際交流室（1997）『日系人の生活実態・意識調査 96』。

布川日佐史（1997）「静岡県下の日系ブラジル人の健康保険加入状況」『静岡大学経済研究』2(3)、pp.193-205.

宮島喬（2003）『共に生きられる日本へ：外国人施策とその課題』有斐閣。

湯田道生（2006）「国民年金・国民健康保険未加入者の計量分析」『経済研究』57(4)、pp.344-357.

Brown, E. Ricahrd, Roberta Wyn, Hongjian Yu, Abel Valenzuela, and Liane Dong (1999) “Access to Health Insurance and Health Care for Children in Immigrant Families.” Donald Hernandez (ed),

Committee on the Health and Adjustment of Immigrant Children and Families, Board of Children, Youth, and Families, National Research Council and Institute of Medicine. pp.126-186 in *Children of Immigrants: Health, Adjustment, and Public Assistance*. Washington, D.C. : National Academy Press.

Carrasquillo, Olveen, Angeles I. Carrasquillo, and Steven Shea (2000) "Health Insurance Coverage of Immigrants Living in the United States: Differences by Citizenship Status and Country of Origin," *American Journal of Public Health*, 90(6), pp.917-923.

Chitose, Yoshimi (2009) "Gender Differences in Health Insurance Coverage among Foreign Residents in Japan: A Case Study from Hamamatsu City," *Journal of Asian Women's Studies* 17, pp.44-55.

Gordon, M. Milton (1964) *Assimilation in American Life: The Role of Race, Religion, and National Origins*. New York: Oxford University Press.

Kojima, Hiroshi (2006) "Foreign Workers and Health Insurance in Japan: The Case of Japanese Brazilians," *The Japanese Journal of Population*, Vol. 4(1), pp.78-92.

Leclerc, Felicia B., Leif Jensen, and Ann E. Biddlecom (1994) "Health Care Utilization, Family Context, and Adaptation Among Immigrants to the United States," *Journal of Health and Social Behavior*, 35(December), pp.370-384.

Mills, Robert J. (2001) *Health Insurance Coverage: 2000*. Current Population Reports, pp.60-215. U.S. Census Bureau.

Nam, Yunju (2008) "Welfare Reform and Older Immigrants' Health Insurance Coverage," *American Journal of Public Health*, 98(11), pp.2029-2034.

Parikh, Neal S. (2010) "Migrant Health in Japan: Safety-Net Policies and Advocates' Policy Solutions," *The Asia-Pacific Journal: Japan Focus*, March 22, 2010.

Thamer, Mae, Christian Richard, Adrienne Waldman Casebeer, and Nancy Fox Ray (1997) "Health Insurance Coverage among Foreign-Born US Residents: The Impact of Race, Ethnicity, and Length of Residence," *American Journal of Public Health*, 87(1),pp. 96-102.

図1 静岡県ブラジル人の健康保険加入状況

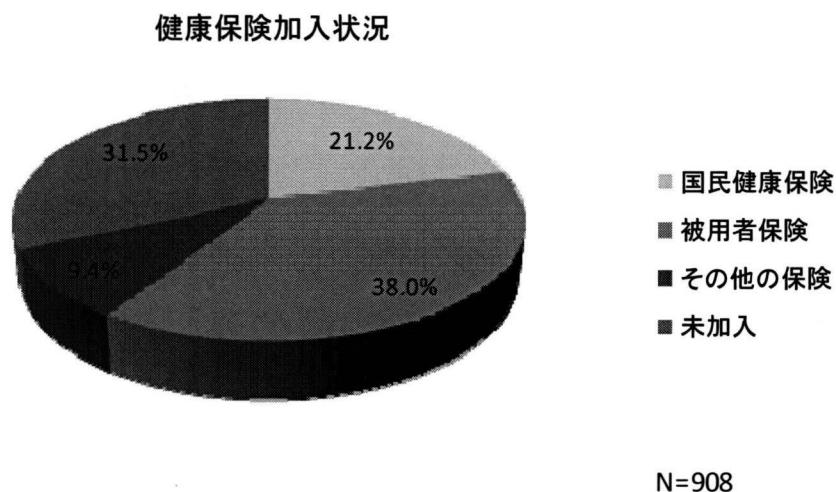


図2 男女別健康保険加入状況

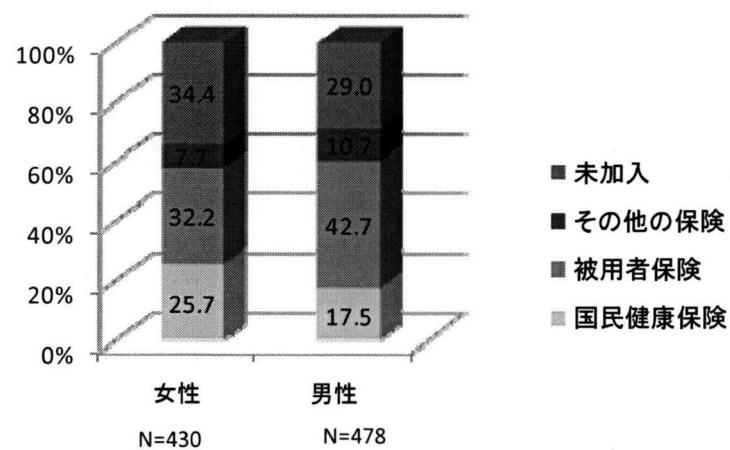


表1 男女別 従業上の地位別健康保険加入状況

	国民健康 保険	被用者保険	その他の 保険	未加入	合計	N
男性						
直接雇用	6.0	81.8	4.4	7.8	12.7	64
間接雇用	18.2	37.6	11.9	32.3	84.0	393
その他	36.3	36.3	6.1	21.2	2.3	14
無職	59.4	0.0	0.0	40.6	1.0	7
合計	17.5	42.7	10.7	29.0	100.0	478
女性						
直接雇用	32.2	47.9	9.4	10.6	12.0	44
間接雇用	18.6	31.2	8.9	41.3	70.6	303
その他	61.7	18.3	3.6	16.4	4.7	23
無職	45.4	28.3	1.4	24.9	12.6	60
合計	25.7	32.2	7.7	34.4	100.0	430

* Nは、ウエート無し

表2 男女別 加入条件別健康保険加入状況

	国民健康 保険	被用者保 険	その他の 保険	未加入	合計	N	%
男性							
30時間未満	32.4	32.2	6.9	28.5	26.0	99	20.7
30時間以上	12.3	46.5	12.1	29.2	74.0	379	79.3
女性							
30時間未満	33.6	24.5	5.3	36.7	36.1	158	36.7
30時間以上	21.2	36.6	9.1	33.1	63.9	272	63.3

* Nは、ウエート無し

図3 同居子の有無別健康保険加入状況

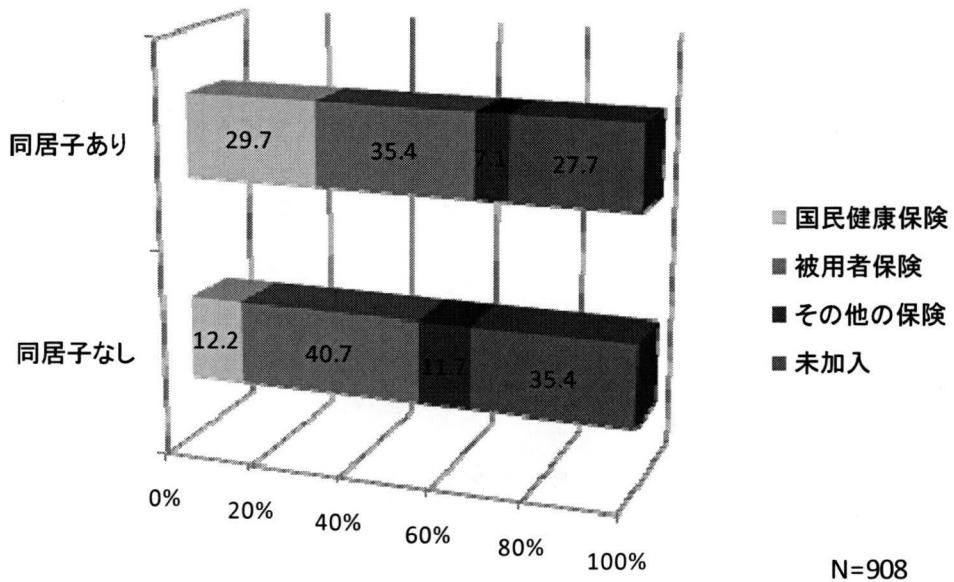


表3 記述統計

	男性						女性					
	国民健康保険			会社の健康保険			その他の健康保険			未加入		
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差	会社の健康保険	その他の健康保険
年齢	42.05	14.17	39.98	10.38	42.21	12.32	39.10	12.62	34.65	11.41	35.68	10.67
学歴	0.46	0.51	0.36	0.54	0.24	0.41	0.33	0.46	0.50	0.48	0.25	0.45
小・中学校	0.28	0.46	0.39	0.55	0.49	0.48	0.51	0.49	0.41	0.48	0.46	0.42
高校	0.26	0.45	0.25	0.49	0.26	0.42	0.16	0.36	0.08	0.27	0.29	0.47
大学・大学院											0.17	0.36
従業上の地位	0.04	0.21	0.24	0.48	0.05	0.21	0.03	0.18	0.15	0.35	0.18	0.40
直接雇用	0.87	0.34	0.74	0.49	0.94	0.23	0.93	0.24	0.51	0.48	0.68	0.81
間接雇用	0.05	0.22	0.02	0.16	0.01	0.11	0.02	0.13	0.11	0.31	0.03	0.17
その他	0.04	0.19	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.12	0.22	0.40	0.11	0.32
無職	2.46	3.60	4.76	5.72	3.93	4.47	1.98	2.60	1.30	2.09	2.75	4.06
勤続年数											2.15	2.40
週あたり労働時間	0.53	0.51	0.82	0.43	0.85	0.34	0.76	0.42	0.60	0.48	0.75	0.45
30時間以上											0.80	0.38
配偶者の有無	0.77	0.43	0.69	0.52	0.64	0.46	0.78	0.41	0.64	0.46	0.79	0.42
配偶者あり											0.68	0.44
同居子の有無	0.80	0.41	0.38	0.55	0.33	0.45	0.54	0.50	0.65	0.46	0.63	0.50
同居子あり											0.50	0.48
世帯年収	0.32	0.48	0.32	0.53	0.16	0.35	0.27	0.44	0.43	0.48	0.39	0.50
0~250万円未満	0.39	0.50	0.40	0.55	0.47	0.48	0.22	0.41	0.33	0.46	0.36	0.50
250~450万円未満	0.30	0.47	0.27	0.50	0.37	0.46	0.35	0.48	0.24	0.41	0.24	0.44
450万円以上	8.14	5.87	10.41	5.58	8.03	5.06	7.09	4.73	9.11	5.26	8.35	6.17
滞日年数											7.25	7.54
日本における滞在予定												7.09
日本に永住	0.06	0.24	0.15	0.40	0.13	0.32	0.09	0.28	0.14	0.33	0.18	0.40
いずれ帰国	0.78	0.42	0.77	0.47	0.78	0.39	0.82	0.38	0.73	0.43	0.68	0.74
わからぬ	0.16	0.38	0.09	0.31	0.09	0.27	0.09	0.29	0.13	0.32	0.13	0.35
日本語能力	0.35	0.49	0.44	0.56	0.52	0.48	0.46	0.50	0.42	0.48	0.54	0.51
浜松在住	0.43	0.51	0.25	0.48	0.35	0.46	0.39	0.48	0.45	0.48	0.32	0.48
N (WEIGHT無し)	86	176	62	148	117	129	37	117	129	117	129	37

表 4 被用者保険加入の有無

	男性						女性					
	全体(モデル1)			間接雇用(モデル2)			全体(モデル3)			間接雇用(モデル4)		
	係数	オッズ比	係数	オッズ比	係数	オッズ比	係数	オッズ比	係数	オッズ比	係数	オッズ比
年齢	-0.03 ***	0.97	-0.03 **	0.97	-0.03 **	0.97	-0.03 **	0.97	-0.05 ***	0.97	-0.05 ***	0.95
学歴												
高校(基準:小・中学校)	-0.35	0.70	-0.45 *	0.64	0.77 ***	2.17	0.71 **	2.03				
大学・大学院	0.05	1.06	-0.05	0.95	1.42 ***	4.13	1.07 **	2.92				
従業上の地位												
間接雇用(基準:直接雇用)	-1.97 ***	0.14	-	-	-0.82 **	0.44	-	-				
その他・無職	-2.45 ***	0.09	-	-	-0.91 *	0.40	-	-				
勤続年数	0.05 *	1.06	0.05 †	1.05	0.11 ***	1.12	0.08	1.08				
労働時間-週30時間以上(基準:週30時間未満)	0.44 *	1.55	0.38	1.46	0.68 **	1.97	1.34 ***	3.82				
配偶者あり(基準:配偶者なし)	0.20	1.22	0.20	1.23	0.55 *	1.73	0.42	1.53				
同居子あり(基準:同居子なし)	-0.47 **	0.63	-0.52 **	0.60	0.29	1.34	0.06	1.07				
世帯所得												
250~450万未満(基準:0~250万未満)	-0.91 ***	0.40	-0.97 ***	0.38	-0.03	0.97	0.48	1.61				
450万以上	-0.87 ***	0.42	-0.88 ***	0.42	-0.36	0.70	-0.54 †	0.58				
滞日年数	0.09 ***	1.09	0.10 ***	1.10	0.02	1.02	0.01	1.01				
日本での滞在の見通し												
いざれば帰国(基準:日本に永住)	-0.24	0.79	0.02	1.02	-0.96 ***	0.38	-1.20 **	0.30				
わからない	-0.93 **	0.39	-0.53	0.59	-0.57	0.57	-1.06 *	0.35				
日本語能力												
ひらがな・カタカナ読める(基準:読めない)	-0.11	0.90	-0.06	0.94	0.03	1.03	-0.11	0.89				
浜松居住(基準:浜松以外)	-0.78 ***	0.46	-0.93 ***	0.40	-0.01	0.99	-0.25	0.78				
定数項	2.57 ***	0.50	-0.26	-0.26	0.77	-0.08	0.92					
-2 LL	582.94	502.52	473.77	318.25								
N	478	393	430	303								

表5 国保加入の規定要因・男女別

年齢 学歴	男性						女性					
	全体(モデル5)			間接雇用(モデル6)			全体(モデル7)			間接雇用(モデル8)		
	係数	オッズ比	係数	オッズ比	係数	オッズ比	係数	オッズ比	係数	オッズ比	係数	オッズ比
高校(基準:小・中学校)	-0.01	0.99	0.01	1.01	-0.03	**	0.97	0.01	0.97	0.01	0.01	1.01
大学・大学院	0.26	1.29	0.31	1.37	-0.39		0.68		0.68	-0.29	0.75	0.75
従業上の地位 間接雇用(基準:直接雇用)	-0.21	0.81	-	-	-1.51	***	0.22	-	-	-	-	-
その他・無職	0.81	2.24	-	-	0.03		1.03	-	0.03	-	-	-
勤続年数	-0.02	0.98	-0.03	0.97	-0.17	**	0.84	-0.17	0.84	-0.17	**	0.84
労働時間-週30時間以上(基準:週30時間未満)	-1.48	***	0.23	-1.62	***	0.20	0.24		1.28	0.03	1.03	
配偶者あり(基準:配偶者なし)	-0.19	0.83	-0.14	0.87	-0.64	*	0.53	-0.30	0.53	-0.30	0.74	
同居子あり(基準:同居子なし)	2.25	***	9.47	2.58	***	13.13	0.50	†	1.64	1.04	***	2.83
世帯所得 250-450万未満(基準:0-250万未満)	-0.33	0.72	-0.44	0.64	-0.32		0.72	-0.75	0.72	-0.75	†	0.47
450万以上	-0.23	0.79	-0.38	0.68	-0.14		0.87	0.23	0.87	0.23		1.26
滞日年数	0.03	1.03	0.05	1.05	0.13	***	1.14	0.10	1.14	0.10	**	1.11
日本での常住の見通し いすれば帰国(基準:日本に永住) わからない	0.50	1.65	1.07	†	2.91	-0.98	*	0.38	-1.69	**	0.18	
日本語能力 ひらがな・カタカナ読める(基準:読めない)	1.38	*	3.97	2.30	***	9.98	-1.30	**	0.27	-1.81	**	0.16
浜松居住(基準:浜松以外) 定数項	0.47	1.60	0.66	*	1.94	0.39	1.48	0.85	1.48	0.85	**	2.34
-2 LL	270.48		226.98		305.46		203.98		301		225	
N	302		272									

表 6 男女別、子どもとの有無別被用者保険加入の状況

	男性				女性			
	同居子あり		同居子なし		同居子あり		同居子なし	
	係数	オッズ比	係数	オッズ比	係数	オッズ比	係数	オッズ比
年齢	-0.05 ***	0.95	-0.02	0.98	-0.04 **	0.96	-0.01	0.99
学歴								
高校(基準:小・中学校)	0.31	1.36	-1.00 ***	0.37	0.52 †	1.69	1.35 **	3.87
大学・大学院	0.50	1.65	-0.52	0.59	1.05 **	2.87	2.45 ***	11.63
従業上の地位								
間接雇用(基準:直接雇用)	-1.71 ***	0.18	-2.19 ***	0.11	-1.41 ***	0.24	-0.11	0.89
その他・無職	-1.23	0.29	-3.21 ***	0.04	-1.48 **	0.23	-1.92 †	0.15
勤続年数	0.04	1.04	0.06 †	1.07	0.09 †	1.10	0.16 **	1.17
労働時間-週30時間以上(基準:週30時間未満)	0.99 **	2.70	-0.05	0.95	0.11	1.11	1.71 ***	5.53
配偶者あり(基準:配偶者なし)	2.26 *	9.54	-0.35	0.71	1.04 **	2.83	-0.23	0.79
世帯所得								
250-450万未満(基準:0-250万未満)	0.12	1.13	-1.42 ***	0.24	-0.04	0.96	0.60	1.82
450万以上	-0.02	0.98	-1.63 ***	0.20	0.21	1.24	-0.65	0.52
滞日年数	0.07 *	1.07	0.09 **	1.09	0.01	1.01	0.05	1.05
日本での滞在の見通し								
いづれは帰国(基準:日本に永住)	-1.11 **	0.33	0.84	2.32	-0.87 **	0.42	-1.19 †	0.30
わからぬ	-1.56 **	0.21	-0.01	0.99	-0.84 †	0.43	-0.11	0.90
日本語能力								
ひらがな・カタカナ読める(基準:読めない)	-0.24	0.79	0.11	1.12	0.01	1.01	0.19	1.21
浜松居住(基準:浜松以外)	-0.21	0.81	-1.40 ***	0.25	-0.18	0.83	0.34	1.40
定数項	0.16		2.86 ***		1.28		-2.62 *	0.07
N	-2 LL	229.07	304.17	287.66	156.93			
		238	240	272	158			

†p<0.15, *p<0.1, **p<0.05, ***p<0.01

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「子育て世帯のセーフティーネットに関する総合的研究」
平成 21 年度分担・研究協力報告書
「生活保護母子世帯への就労支援の実情と課題」
研究代表者 大石亜希子 千葉大学法経学部准教授
研究協力者 松尾やす子 千葉大学大学院人文社会科学研究科修士課程

研究要旨

本論文の目的は、生活保護受給者に対する自立支援相談業務の実践に基づき、被保護母子世帯の実情を整理、調査、分析することにより被保護母子世帯の抱える問題点を明らかにし、あるべき自立支援施策を考察することにある。具体的には、研究協力者が関わった A 市における自立支援相談業務の実践から、①被保護母子世帯の抱える問題と就労への姿勢を把握するとともに、②「自立支援プログラム」による就労支援の業務実態とプログラムの有効性・問題点を明らかにし、③被保護母子世帯へのるべき自立支援施策を考察する。

本年度の研究から考察される自立支援プログラムの課題として、以下のことが挙げられる。第 1 に、自立支援においては被保護者本位でプログラムを実施すること、被保護者の自己決定を重視することが重要である。第 2 に、「三つの自立（①日常生活自立、②社会生活自立、③経済的自立）」は相互不可分な関係にあり、就労支援を行うからこそ達成できる日常生活の自立や社会生活の自立がある。第 3 に、ハローワークの支援メニューが必ずしも使いやすいものとなっておらず、あり方を見直す必要がある。第 4 に、人生経験の豊富な人材を独立した専門職の自立支援相談員として養成すると同時に、自立支援相談員を確保する財源を国が保障していくことが必要である。第 5 に、実際に「自立支援」をした経験を蓄積し、方法論を体系化する必要がある。

被保護母子世帯に関しては、生活保護制度が就労へのインセンティブを阻害しているだけでなく、子どもとの同別居などの世帯形態をもゆがめるという問題が生じている。これらについては、勤労税額控除などを導入するなどして改善を図る必要がある。また、ステイグマを防ぎ、子どもへの貧困の連鎖を防ぐためには生活保護で全ての給付を行う現在の制度を見直し、普遍的な社会手当を拡充することが望まれる。

A. 研究目的

本論文の目的は、生活保護受給者に対する自立支援相談業務の実践に基づき、被保護母子世帯の実情を整理、調査、分析することにより被保護母子世帯の抱える問題点を明らかにし、あるべき自立支援施策を考察することにある。

厚生労働省の調査データおよび首都圏 A 市における自立支援相談業務の実践から、①被保護母子世帯の抱える問題と就労への姿勢を把握するとともに、②「自立支援プログラム」による就労支援の業務実態とプログラムの有効性・問題点を明らかにし、③被保護母子世帯へのるべき自立支援施策を考察する。

B. 研究方法

C. 研究結果及び考察

第1に、自立支援においては被保護者本位でプログラムを実施すること、被保護者の自己決定を重視することが重要である。第2に、「三つの自立（①日常生活自立、②社会生活自立、③経済的自立）」は相互不可分な関係にあり、就労支援を行うからこそ達成できる日常生活の自立や社会生活の自立がある。第3に、ハローワークの支援メニューが必ずしも使いやすいものとなっておらず、あり方を見直す必要がある。第4に、人生経験の豊富な人材を独立した専門職の自立支援相談員として養成すると同時に、自立支援相談員を確保する財源を国が保障していくことが必要である。第5に、実際に「自立支援」をした経験を蓄積し、方法論を体系化する必要がある。

被保護母子世帯に関しては、フリードマンの提唱する「負の所得税」などの発想に基づき、就労に対するディスインセンティブを取り除く必要がある。現在の生活保護制度は、就労意欲を阻害しがちであることに加え、被保護母子世帯の世帯形態をゆがめている。子どもが就労収入を得るようになると生活保護制度にとどまるために母子が別居するといった不自然な行動を誘発しないためにも、就労収入の増加が母子双方の生活水準の上昇につながる制度改革が求められる。

さらに、ステイグマをなくし、子どもへの貧困の連鎖を防ぐためにも、子どもの教育など人生前半の社会保障を強化することが望まれる。

D. 結論

日本全体でみると被保護母子世帯は総被

保護世帯の1割を占めるに過ぎないが、ほとんどの母親が稼働年齢にあることや、貧困の世代間連鎖を防ぐという観点からも、自立支援策の重要なターゲットとなっている。被保護母子世帯の就労を通じた自立を困難にする要因として、被保護者本人の要因だけでなく、労働市場における女性の就労条件の低さがある。労働市場における男女間の賃金格差や正規・非正規労働者の格差は正に向けたセーフティーネット機能の強化、社会保険制度の見直しが求められる。

最後に、本年度の研究は主として就労することができた支援対象者のみを取り扱っており、就労に至らなかったケースや、支援対象者に選定されなかったケースについての分析を行っていない。これらは来年度の研究課題としたい。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表・学会発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

生活保護母子世帯への就労支援の実情と課題

大石亜希子・松尾やす子
(千葉大学)

2010年3月

はじめに

本論文の目的は、生活保護受給者に対する自立支援相談業務の実践に基づき、被保護母子世帯の実情を整理、調査、分析することにより被保護母子世帯の抱える問題点を明らかにし、あるべき自立支援施策を考察することにある。

生活保護法が制定されてから60年になるが、社会構造変化に合わせた見直しが求められている。とくに問題なのは、現在の制度ではいったん保護制度に入ったあと自立に向かう連係ができていないこと、受給者の増加により財政負担が重くなっていることである。

このため厚生労働省は2005年に「生活保護自立支援プログラム」を策定し、各市町村もそれにあわせて動き出した。首都圏にあるA市も同年に自立支援相談員を1名配置して自立支援プログラムをスタートさせている。こうした自立支援プログラムがどのような効果をもたらしているか、どのような問題点を含んでいるかを検討することは政策的にも喫緊の課題であるが、制度実施から間がないこともあり、先行研究もなく、日本では十分な研究が蓄積されていない。

筆者の一人(松尾)は2005年にA市の自立支援相談員として採用された。自立支援相談員の業務は「生活保護受給者」に就労支援をすることであるが、筆者は自立支援業務に関わるチームの一人として3年間に150人の「被保護者」の就労支援にかかり、うち120名が就労した。特に、被保護母子世帯に関しては、複雑な問題を抱えながらも50名の母親のうち32名が就労している。

日本全体でみると被保護母子世帯は総被保護世帯の1割を占めるに過ぎないが、ほとんどの母親が稼働年齢にあることや、貧困の世代間連鎖を防ぐという観点からも、自立支援策の重要なターゲットとなっている。

そこで本論文では、A市における自立支援相談業務の実践から、①被保護母子世帯の抱える問題と就労への姿勢を把握するとともに、②「自立支援プログラム」による就労支援の業務実態とプログラムの有効性・問題点を明らかにし、③被保護母子世帯へのあるべき自立支援施策を考察する。

1. 生活保護の動向と自立支援プログラム

『厚生白書』(2009年度)によると、2009年度のわが国の社会保障費は、予算ベースで国民総所得の367.7兆円に対する98.7兆円であり、総所得に対する割合は26.8%になっている。内訳は「年金」が51.5兆円(52.2%)、「医療費」が31兆円(31.4%)、「福祉その他」の費用が16.2兆円(16.4%)である。生活保護費は福祉その他の中に含まれ、予算額は2兆1000億円となっている。国民総所得に対する社会保障給付費の比率は1970年に5.8%であったものが、2000年には21%、2009年には26.8%と上昇しているが、その主な要

因は高齢化による年金給付や医療費の増大である。

厚生労働省の「社会福祉行政業務報告」によると、2008年度の生活保護世帯数（月平均）は、前年度比43,491世帯(3.9%)増の114.8万世帯となり、8年連続で過去最多を更新し、被保護者数も159.3万人で13年連続の増加となっている。

生活保護受給世帯の類型別では、「高齢者世帯」が52万世帯と最も多く、総保護世帯の45.6%を占めている（表1）。また、「その他世帯」は、前年度比で109.2%と急増している。この「その他世帯」には、企業の倒産や解雇、派遣切りなどによって職を失った生活困窮者が含まれる。厚生労働省の保護課は「その他世帯の急増の原因是、雇用情勢が悪化し、失業者が増えたことが大きな原因ではないか」と分析している。

表1 生活保護類型別世帯数（2008年）

生活保護類型別世帯(2008年)		
類型	世帯数	前年度比
高齢者世帯	523,840	5.30%
障害・傷病世帯	407,095	1.50%
母子世帯	93,408	0.50%
その他の世帯	124,423	9.20%
合計	1,148,766	3.90%

厚生労働省「社会福祉行政業務報告」より作成(月平均)

生活保護受給世帯のうち母子世帯は、93,408世帯であり、全体に占める割合は8.13%と低い。しかし、「母子世帯」と「その他世帯」については、「稼働年齢」ならびに「稼働能力」を持っている被保護者の類型であるため就労支援の対象となることが多い。なお、被保護母子世帯の半数弱は就労している。

生活保護制度の2007年度の被保護人員は151.3万人であるが、延べ扶助人員は414.8万人となっている。つまり、一人の被保護人員が約2.7種類の扶助を併行して受給することになる。被保護者の扶助の利用は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助で80%から90%を占めている。

林（2008）は、生活保護の現状について次のように指摘している。①扶助費のなかで医療扶助費と生活扶助費を比較すると、医療扶助費が生活扶助費の倍以上を占めている。②受給世帯構成比で高齢者と傷病、障害世帯で8割強を占めている。③条件さえ整えば稼働能力があると考えられる受給世帯（母子、その他）は、全体の2割以下である。未就労の母子世帯は、労働インセンティブとのかかわり合いで批判されることが多いが、生活保護世帯に占めるウェイトは小さい、としている。

また、池田（2009）は長期受給世帯について、2007年の「福祉行政報告例」を挙げ、受給期間別に「10年以上」が25.7%、「5年から10年未満」は25.7%と長期受給世帯が過半数を占める一方、「6カ月未満」と「6カ月～1年未満」をあわせた世帯数は全体の約1割と少ないのが特徴であるとしている。母子世帯については「5年～10年未満」が34.5%、「10年以上」が7.4%となっており、全体と比較して10年以上のシェアは小さい半面、5～10年未満のシェアが高くなっている。